

くらしの安全安心だより

発行/佐賀県 くらしの安全安心課・佐賀県 消費生活センター (TEL: 0952-25-7059 佐賀市天神三丁目2-11アバンセ3階)

そのネット注文、『定期購入』ではないですか？



「初回のみ」「お試しのみ」を注文したつもりが、2回目の定価の商品が届いてしまった…高額!!
という相談が多く寄せられます。初回・お試しではなく、「定期購入契約」となっており、解約したくても業者に連絡がつかない、解約手数料がかかるというトラブルの相談が多く寄せられています。

1

こんなに安いなら 試してみたい!!

2

数週間後…

えっ!! 2回目以降を注文したつもりはなかったのに!

請求書
美容液 1個
19,800円
〇〇ショップ

相談してみよう…

3

そうだったっけ…?

実際には、『複数回の商品購入が条件』となっている契約を結んでしまっていた事例があります。

消費生活センター

こんな事例もあります

複数回購入契約に気づき、解約のために業者に連絡するが、
電話にでない
メールの返信がない
解約手続きができない。

ネット通販の利用は慎重に！ 確定前に確認を！

- 「初回」「モニター」「お試し」とうたっているものでも、「〇カ月コース」「定期」「自動更新」「無期限」などの表示がある場合 ⇒ 2回目以降も届きます
- 「初回」と「2回目」以降の価格は違う場合が多いです
- 解約・返品できるか？
「解約できる期間」「手続き方法・連絡手段」を確認

注文時の記録を保存しましょう！

- 「契約内容」 ⇒ 最終画面の印刷やスクリーンショットの撮影
- 業者との連絡履歴 ⇒ 電話、メッセージアプリの画面、メール



通信販売には、クーリング・オフ制度はありません！

販売事業者が定める返品に関する特約（返品特約）がある場合には、これに従うこととなります。
返品が困難な場合があるので、注意しましょう！



相談内容上位3件		主な内容
1	商品一般	・不審なメールが届く、電話がかかってくる。 ・心当たりのない請求メール・郵便物が届く。
2	保健衛生品	・初回のみと思って商品を注文したが、 2回目の商品と高額な請求書が届いた。
3	運輸・通信サービス	・光回線のプラン変更の案内があり、 契約先と思って承諾したら、別の業者だった



運輸・通信サービスでは、
「契約している光回線や携帯電話の会社からのプラン変更提案だと思って承諾したら、別業者からの電話で、新たに工事費がかかり、解約したいと申し出ても違約金がかかると言われて困った。」という相談が寄せられています。すぐに承諾・契約せず、周りの人や消費生活センターにご相談ください。

知ってください



その香りで 苦しんでいる 人がいます！

柔軟仕上げ剤や消臭スプレーなどの
強い香りで、体調を崩す人がいます。



多くの人が集まる公共の施設や乗り物を利用する際は、香りの強い製品の使用を控えるように、ご配慮をお願いします。

お問い合わせ先

- ◎消費生活に関すること
佐賀県 暮らしの安全安心課 TEL:0952-25-7059
- ◎体調不良など健康に関すること
佐賀県 健康福祉政策課 TEL:0952-25-7074
- ◎化学物質過敏症に関すること
佐賀県 生活衛生課 TEL:0952-25-7077

食中毒が起こりやすい季節です



食中毒を防ぐにはどうしたらいいの？



テイクアウト（持ち帰り）などを利用するときのポイント

- ◆ 購入後は長時間持ち歩かない!
- ◆ 持ち帰ったらすぐ食べる!
- ◆ 再加熱は中心までしっかり加熱!
- ◆ 食べる前にはしっかり手洗い!

3つの決まりで食中毒を防ごう!

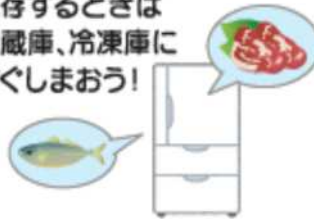
① ばい菌をつけない!

- 手や、洗える食べ物は、**しっかり洗おう!**
- 肉や魚は**しっかり包んで、他の食べ物とくっつけない!**



② ばい菌を増やさない!

- 生ものや、料理は**早めに食べよう!**
- 保存するときは**冷蔵庫、冷凍庫にすぐしまおう!**



③ ばい菌を加熱してやっつける!

- 料理するときは、**しっかり加熱しよう!**
- 食器や調理器具も、**熱湯などで消毒しよう!**

※熱湯を使う場合は、おうちの方といっしょにしましょう。

(出典) 「テイクアウトを利用するときのポイント～食中毒を防ぐために～」(消費者庁)
(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_034/)

「くらしの出前講座」講師派遣のご案内

無料

消費者トラブルの未然防止のために出前講座の講師を無料で派遣しています。地域の勉強会や団体の研修会、学校における消費者教育の学習の際にぜひご利用ください。

老人会・町内会 などの集まりに

- 「高齢者を狙う悪質商法の手口とその対処法」
- 「被害が発覚した際の対処法」



学校の授業や PTAの研修会などに

- 「若者のための契約やクレジットの基礎知識」
- 「スマートフォンやインターネットトラブルの対処法」



民生委員 ケアマネージャーなど 福祉関係者の研修会に

- 「障がい者や高齢者の消費者トラブル対処法」
- 見守りのポイントなど



お問い合わせ 佐賀県 くらしの安全安心課

TEL : 0952(25)7059

✉ : kurashianzen@pref.saga.lg.jp

◆ 申込書などの詳細はホームページをご覧ください。

佐賀県消費生活センター

検索

佐賀県金融広報委員会はこんな活動をしています！

出前講座

金融広報アドバイザーを無料で派遣しています。学校や保護者会、地域、職場の集まりなどご利用ください。

講座テーマ

- お金に関する素朴な疑問や消費者トラブルの対策方法など



金融経済教育活動の支援

小学校、中学校、高等学校などにおける金融・金銭教育の実践や効果的な方法を研究する活動を支援しています。



イベントの開催

くらしをより充実したものにするために必要な「お金」や「経済」について、わかりやすく知ることができるイベントなどを無料で開催しています。

開催例

- くらしとお金の講演会



金融経済教育に関する情報提供

くらしと切り離せない「お金」について、より身近に学べるよう、新聞やWEBで情報発信をしています。

情報提供

- 子ども佐賀新聞への寄稿
- WEBサイト「知るぽると佐賀」での情報発信



他にも様々な活動をしています。活動内容や出前講座の申し込み方法など、詳しくはWEBサイトをご覧ください。



知るぽると佐賀

検索

困ったときの相談窓口

佐賀県 消費生活センター

TEL: 0952(24)0999

✉ : shouhisoudan@pref.saga.lg.jp

【受付時間】 9:00~17:00 **相談無料**

※16:30までにご相談ください。

市町相談窓口一覧 (令和6年4月1日現在)

相談窓口	電話番号	相談日
佐賀市消費生活センター	0952(40)7087	月~金
唐津市消費生活センター	0955(73)0999	月~金
鳥栖市消費生活センター	0942(85)3800	月~金
多久市 商工観光課	0952(75)2117	月・水・木
伊万里市消費生活センター	0955(23)2136	月~金
武雄市消費生活センター	0954(23)9500	月~金
鹿島市 商工観光課	0954(63)3412	月・金
小城市消費生活センター	0952(72)5667	月・火・水・金
嬉野市 観光商工課	0954(42)3310	火
(塩田庁舎)		木
(嬉野庁舎)		木

◆消費者ホットライン 局番なし「188」
お近くの相談窓口につながります

または

ひとりで悩まずまずは相談！
『泣き寝入りは超いやや
(188)』で覚えてね！



だまされないちゃん

※相談時間は、相談窓口により異なります。

相談窓口	電話番号	相談日
神崎市 商工観光課	0952(37)0107	火・金
吉野ヶ里町 商工観光課	0952(37)0350	木
基山町 住民課	0942(85)8171	金
上峰町 総務課	0952(52)2181	第2・第4火
みやき町 産業支援課	0942(96)5545	月・水
玄海町 住民課	0955(52)2157	金 (4回/月)
有田町 住民環境課	0955(46)2114	火・木
大町町 企画政策課	0952(82)3112	水 (2回/月)
江北町 地域振興課	0952(86)5615	火 (3回/月)
白石町 商工観光課	0952(84)7123	木 (4回/月)
太良町 企画商工課	0954(67)0312	水